

新たな公園の管理運営の仕組み

★イベント利用調整

公園の利用は自由使用が原則です。イベントや出店・販売、撮影などで、一時的に独占して利用する場合には、「行為許可申請」が必要となります。

〈行為許可できるもの〉～都市公園行為許可基準取扱要領より

- (1) 地域活動として行う、物品販売、募金など
- (2) 業として行う、写真又は映画の撮影
- (3) 地域活動として行う、興行
- (4) 市の行事及び地域住民を対象として行う、展示会その他の催し

長久手中央2号公園においては、上記の(1)～(4)に加えて、リニモテラス整備趣旨に合致し、長久手古戦場駅前に賑わいの空間を創出する目的で行う、展示会、物品販売、募金など。

〈検討事項〉 長久手2号公園らしいイベントの形を考える

- 例) 「地域性(らしさ)」をもたせる。長久手とのご縁をつなぐ
魅力的な場であること、価値を示す
新たなチャレンジの場として、地元の出店者の発掘・育成
地域で循環、地産地消